

文教福祉委員会

令和3年3月8日（月）

午前10時18分～午前10時32分

議会大会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

- ・調査のまとめ
- ・委員間協議

○池田委員長

それでは続いて、所管事務調査報告書について協議を行います。

案につきましては、事務局から事前にメールでお伝えしておりましたが、3月1日の委員会で出ました修正点に加えまして、その後、正副委員長と事務局にて協議を行った結果、執行部から発言のありました、この条例の制定検討についての発言内容を5ページに反映をさせ、まとめの部分で当委員会も条例の必要性を確認し、今後、検討状況を確認していくとの流れにしたほうが、執行部に対し強く検討を求めることになるのではないかとの理由から、修正を加えております。また、表現などの件で数点修正を加えております。なお、3月1日の委員会の修正点は赤字で表示をし、その後、修正を行っているものは青字で修正をしております。机上にお配りしているとおりでございますので、修正箇所について協議を行っていききたいと思います。

幾つかこの修正点を、ちょっと見ていきましょかね。まず修正されているところですが、3ページ目ですね。6番の(1)、委員間協議を行い以下の意見が出たところにマルポツがありますけども、二つ目の丸ポツの最後の部分、技術をもらい、技術を磨いてもらうことが重要となるということで、これ最初は技術を磨いていただくというふうになっていたのを、磨いてもらうということで修正をしております。それからその次の章、聴覚障がい者ですね。これはもともと、聴覚に障がいがある方というふうにしていましたが、聴覚障がい者はと修正をしております。このほうがいいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それから(2)の部分ですね、ここは前回修正をしていただいた分です。赤のところは、前回直した部分ですね。これはちょっと読みますね。なお、宮崎市を視察先に選択した理由として、障がいの有無にとらわれないコミュニケーション条例を制定していることが

あった。また、宮崎県でも、聴覚障がい者に特化した条例を制定しており、宮崎と同日施行であったため、条例制定の際に、県との調整方法を学べることも選択理由の一つであった、というふうにしております。あとその下のほうですけども、宮崎市は市長提案でというところ。前は執行部提案となっていました、市長提案に修正をしております。制定しており執行部から、条例制定の背景・目的、のところで、制定しておりますの後に、執行部からというふうに加えております。以上(2)の部分の修正部分です。ここはこういう形によろしいですかね。

○山下明子委員

(1)のですね聴覚障がい者に修正された部分ですが、その最初のね、聴覚に障がいのある方は、のほうがいいと思うのですよ。なぜなら、聴覚障がい者と言ってしまったら、やっぱり手帳保持者という感じに流れがなくなってしまうので。でも、加齢によるとか、要するに障がい者認定されていない人も含めて、お年寄りもね。やっぱりもう、聞こえづらいつと出るのがもう、出控えてしまうということとかあるので、そこは前のおりのほうがいいのではないかと思います。

○池田委員長

この時点で要するに現状ということですので、あとの部分で、夜間の対応が出来ていないことやとか、そういう目的に限られるなど……。

(発言する者あり)

前提として、手帳を持っている方みたいな、部分で、取りあえず。

(発言する者あり)

この場合、この時点ではということ、まだそこまで広がってなかったということで、(2)のほうはよろしいですかね。修正。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次が5ページですね。5ページの(5)になります。下のほうです。保健福祉部からとされているところ、保健の健の字が違っていたので修正をしております。

保健福祉部からは、条例を制定する場合は執行部で行うのが望ましいが、となつていますが、この部分が、前回は、執行部側で条例を制定することについては一定の理解はできるが、というふうになっていました。条例を制定する場合は執行部で行うのが望ましいが、ということで修正をしています。幅広い層を対象とした条例を制定するためには将来的なビジョンを明確にする必要があり、関係部門との調整も必要である。また、実効性を持たせるためには市民を巻き込む仕掛けづくりが必要である。さらに、県の条例との調整も行う必要がある。それから、入れた分ですね、今後、条例制定を前提に、制定の要否を含めて研究したいとの意見があった、ということで、この部分が前回は、県の条例との調整も行う必要があるとの意見があった、で終わっているんですけども、もう一步突っ込んだ意見というか、部長から発言がありましたので、あえてここまで入れることとしております。

要否いかがでしょうか。

(「必要じゃないかと思う」と呼ぶ者あり)

(「問題ないか」と呼ぶ者あり)

問題ないことは、確認しています。この部分を入れることによって、後のほうにちょっと最後の部分が結論で出ますので、一応こういう修正をしております。あと、6ページ目ですね。ここは小さなことですが、いろいろなというところです。これは前、いろんな立場、ということになっていましたので、いろいろな、と修正をしております。

それから、7ページ目の(7)、調査のまとめのすぐ下のところですけども、令和3年2月8日というふうに入れてあります。前回の第8回も所管事務調査としておりましたが、令和3年2月8日の所管事務調査というふうに修正をしております。それから、7の調査のまとめのところですが、(1)障がい者への福祉政策として、というところは、前回修正した部分です。それから、(2)現在の市の取組について、というところですが、2行目で、一方、コミュニケーションを必要とする方には……、にというのを入れて、加齢による障がいである場合や、障がいの度合いが低いなどにより障害者手帳を持たない方が多く含まれる、というふうに修正をしております。これもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

最後8ページ目になります。(5)情報コミュニケーション条例の制定について、というところで、最後の部分ですね。以上のことから、当委員会としては早急な条例の制定が必要と判断した、ということにしております。前回は、条例制定を強く求める、という表現でしたが、前の5ページ目のところで、執行部の、条例制定を前提に、ということを入れておりますので、それを受けて、条例制定が必要と判断した、という表現にしております。ここは修正部分ですけど、この点について、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上、修正をかけた分でございます。全体的に皆さんのほうから、何か御意見ございますか。ありましたら、お願いしたいと思います。いいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、もうこれを最終の報告書ということで、決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。これで終わりたいと思います。それではこの案で決定をして議長に報告したいと思います。また、3月定例会最終日に所管事務調査の口頭報告をしたいと思います。内容については、調査の経緯、意見調書の内容、委員間討議で出ました意見やまとめを報告したいと考えています。委員の皆様の思いはお伝えしたいと思いますので、報告内容については、正副委員長に一任していただいていいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにしたいと思います。この後、報告書が決定をいたしましたので、議

長のほうに報告をすることになります。日程についてはまた、議長と調整をして日程を決めて報告することになります。議会、本会議最終日での口頭報告、そのあとに議長を通じて市長のほうに、この報告書を手渡したいというふうに考えており、その段取りで行っていきますので、よろしくお願いいたします。

本当に、この半年間所管事務調査ということで、皆さん御協力いただきながら、ここまでまとめることができました。本当にもう実質的にはもう1年ちょっとにわたって、ここまで来たわけですが、本当に皆さんの御協力いただいて、ここまで来ることができました。しっかりこの後、執行部のほうに検討いただいて、前向きに検討したいということでありましたので、ぜひ実現に向けて、これからも皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。また、この半年間大変ありがとうございました。お世話になりました。

それでは最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りします。本委員会の会議録につきまして字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしとのことですので、委員長に委任することに決定しました。以上をもちまして文教福祉委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。